

発議第 5 号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びつくばみらい市議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 本間 真由美

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 治

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 飯村 裕一

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会委員会条例」の一部改正に準じ、令和 5 年地方自治法改正による手続きのオンライン化に対応し、従来は文書で行われていた手続きがインターネットを活用したオンラインによる手続きを可能とする改正や、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運用上の支障となり得る条文を整理し全体的な見直しを図るため、委員会条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第26条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第31条中「。以下「法」という。」を削る。

第39条中「すべて」を「全て」に、「にしなければならない」を「でなければすることができない」に改める。

第41条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第42条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第48条及び第49条中「とる」を「採る」に改める。

第50条第2項ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第51条第1項中「行う」を「表決を採る」に改め、同項ただし書中「しない」を「用いない」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第52条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

第55条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第59条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第56条第1項中「事前」を「前条の規定により事前」に改め、同条第2項中「一方的にならない」を「一方に偏らない」に改める。

第59条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第61条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案	現行
(動議の撤回)	(動議の撤回)
第26条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。 <u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u>	第26条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。_____
(証人出頭又は記録提出の要求)	(証人出頭又は記録提出の要求)
第31条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号_____)第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めるときは、議長に申し出なければならない。	第31条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めるときは、議長に申し出なければならない。
(発言の許可)	(発言の許可)
第39条 発言は、 <u>全て</u> 委員長の許可を得た <u>後でなければ</u> することができない。	第39条 発言は、 <u>すべて</u> 委員長の許可を得た <u>後にしなければなら</u> ない_____。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第41条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。	第41条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
2 (略)	2 (略)
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第42条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があるときは、委員でない議員(<u>以下この条において「委員外議員」という。</u>)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	第42条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があるときは、委員でない議員_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったとき、その
許否を決定する。

(表決の問題の宣告)

第48条 委員長は、表決を採るときは、表決に付する問題を宣告す
る。

(起立又は挙手等による表決)

第49条 委員長は、表決を採るときは、問題を可とする委員を起立
又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の委員の多少を認定して可否
の結果を宣告する。この場合において、可否同数のときは、委員
長が決定する。

(簡易表決)

第50条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることがで
きる。

2 委員長は、異議がないと認めるとき、可決を宣告する。ただし、
委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、
起立又は挙手等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第51条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が
提出されたとき、表決の順序を決める。その順序は、原案に最も
遠いものから先に表決を採る。ただし、委員長は、表決の順序に
ついて出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に
諮って決定する。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったとき、その
許否を決定する。

(表決の問題の宣告)

第48条 委員長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告す
る。

(起立又は挙手等による表決)

第49条 委員長は、表決をとるときは、問題を可とする委員を起立
又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の委員の多少を認定して可否
の結果を宣告する。この場合において、可否同数のときは、委員
長が決定する。

(簡易表決)

第50条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることがで
きる。

2 委員長は、異議がないと認めるとき、可決を宣告する。ただし、
委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、
起立又は挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第51条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が
提出されたとき、表決の順序を決める。その順序は、原案に最も
遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序に
ついて出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に
諮って決定する。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第52条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

3 委員長は、第1項の議決があつたときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。
(意見を述べる者の申出)

第55条 公聴会に出席して意見を述べる者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第59条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第56条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第52条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

(新設)

2 委員長は、前項の議決があつたときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。
(意見を述べる者の申出)

第55条 公聴会に出席して意見を述べる者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(新設)

(公述人の決定)

第56条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第59条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(委員会の記録)

第61条 委員長は、職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名しなければならない。
(削る)

2 前項の委員会の記録は、議長に提出する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第59条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(委員会の記録)

第61条 委員長は、職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。
(新設)